

2026 年 3 月 30 日

報道関係者各位

マニユライフ生命保険株式会社

**マニユライフ生命、円建・平準払の変額保険
『こだわり変額保険 v2』を 4 月 1 日から改定
特別勘定の追加と新たな特定疾病保険料払込免除特約の追加**

マニユライフ生命保険株式会社（取締役代表執行役社長兼 CEO：ライアン・シャーランド、本社：東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」）は、2026 年 4 月 1 日（水）より、変額保険Ⅰ型（有期型）『こだわり変額保険 v2』の商品を改定いたします。『こだわり変額保険 v2』は、健康状態等の告知が不要な「告知なしタイプ」と、健康状態等の告知が必要な「告知ありタイプ」から選べる、保障と資産形成を両立できる円建・平準払の変額保険です。今回の改定では、新たに 2 つの特別勘定を追加し、合計 12 個の特別勘定へ選択肢を拡大するとともに、既存の特定疾病保険料払込免除特約 A 型(変額保険用)より特定疾病の対象範囲を広げた特定疾病保険料払込免除特約 B 型（変額保険用）*を追加しました。

当社が実施した「[アジア・ケア・サーベイ 2025](#)」によると、日本では 77%の方が老後の資金に不安を感じているという結果が示されました。マニユライフ生命は、こうした不安に向き合い、人生 100 年時代を見据えて、退職後の生活資金から資産継承まで、保障と資産形成を一体で考え、インフレ環境でも計画的に資産形成が続けやすい商品設計を行っています。

今回の改定では、特別勘定の追加により運用の選択肢を広げ、特定疾病保険料払込免除特約 B 型（変額保険用）* の追加により、「選びやすさ」と「保障の確保」を強化しました。本商品は、積立を通じて時間分散の考え方を実践しやすく、複数の特別勘定の組み合わせによる資産分散の考え方も取り入れやすい設計であり、目標到達時に運用成果を自動で確保する特約（ターゲット特約）や積立金の移転（スイッチング）などの機能も備えています。また、保険期間・保険料払込期間の満了年齢は最大 85 歳まで設定できるため、ご自身のライフステージに応じて、長期の資産形成を見据えた計画づくりがしやすいことも特長です。本商品は、「保障と資産形成を一体で考えたい」というニーズに対し、万一の保障（告知ありタイプは高度障害保障も含む）を確保しながら、特別勘定で運用を継続できる“保障と運用の一本化”を、始めやすく・続けやすく支える商品です。

* 告知ありタイプのみ。

【改定内容】

1. 特別勘定の追加

- ・ 「世界大型株式アクティブⅠ型」では世界株式が持つ成長の機会を捉え、「マルチアセット戦略配分Ⅰ型」では株式・債券・金などを組み合わせたマルチアセット戦略により、さまざまな相場環境に応じた分散投資を実現しやすくなります。
- ・ 株式・債券・マルチアセット・環境テーマなど計 12 個*から選択可能です。特別勘定での運用中、自由に特別勘定の種類や繰入割合（1%単位）を変更できます。

*詳しくは、商品パンフレット、特別勘定のしおりでご確認ください。

2. 特定疾病保険料払込免除特約 B 型（変額保険用）の追加（告知ありタイプのみ）

- ・ ガン（悪性新生物 ※上皮内ガンを除く）・急性心筋梗塞・脳卒中を対象とする現行の特定疾病保険料払込免除特約 A 型（変額保険用）に加え、ガン（上皮内ガンを含む）・心疾患・脳血管疾患を対象とする B 型を追加します。いずれかの特約を付加し所定の状態に該当した場合、以後の保険料払込が免除され、ご契約を継続することが可能です。

<販売方法>

プランライト・アドバイザー（営業職員）および保険代理店を通じて販売

マニユライフ生命は、全国 65 拠点と約 1,780 の保険代理店を通じて、質の高い商品とサービスを提供しています。この広範なネットワークにより、お客さまへのきめ細やかなサービスと、ライフステージに応じたパーソナライズされたアドバイスとソリューションをお届けします。マニユライフ生命は予期せぬ事態への備えから、退職後の資産形成、資産継承まで、お客さまの人生のあらゆる局面をサポートしてまいります。

商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」「設計書」「特別勘定のしおり」等をご覧ください。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションのグループ企業です。ブランドメッセージ「人生に、たしかな選択を。」のもと、生命保険による保障、退職後の生活設計、資産形成など、お客さま一人ひとりに合わせたソリューションを通じて、より良い未来に向けた選択を支援しています。当社は、長期的な経済的ウェルビーイングの実現に向けて、グローバルな専門性と日本市場に根差した知見を融合し、保障、資産形成およびその継承をサポートします。

当社に関する情報は、公式ウェブサイト（<https://www.manulife.co.jp>）、および LinkedIn アカウント（<https://www.linkedin.com/company/manulife-japan/>）をご覧ください。

MLJ(CMD)26030197

<別紙>

『こだわり変額保険 v2』 商品概要

<主な商品内容>

■ 2つのタイプ

- 積立金を特別勘定で運用して、万一に備えながら、資産づくりをします。
- お客さまのニーズに合わせて、健康状態等の告知が不要な「告知なしタイプ」、健康状態等の告知が必要な「告知ありタイプ」、2つのタイプから選択できます。

主な機能一覧

	死亡保障		高度障害保障	特定疾病で所定の状態になったときに保険料を免除 (特定疾病保険料払込免除に関する特約を付加)
	第1保険期間終了後に 大きな保障を確保	契約後すぐに 大きな保障を確保		
告知なしタイプ	●	—	—	—
告知ありタイプ	—	●	●	●

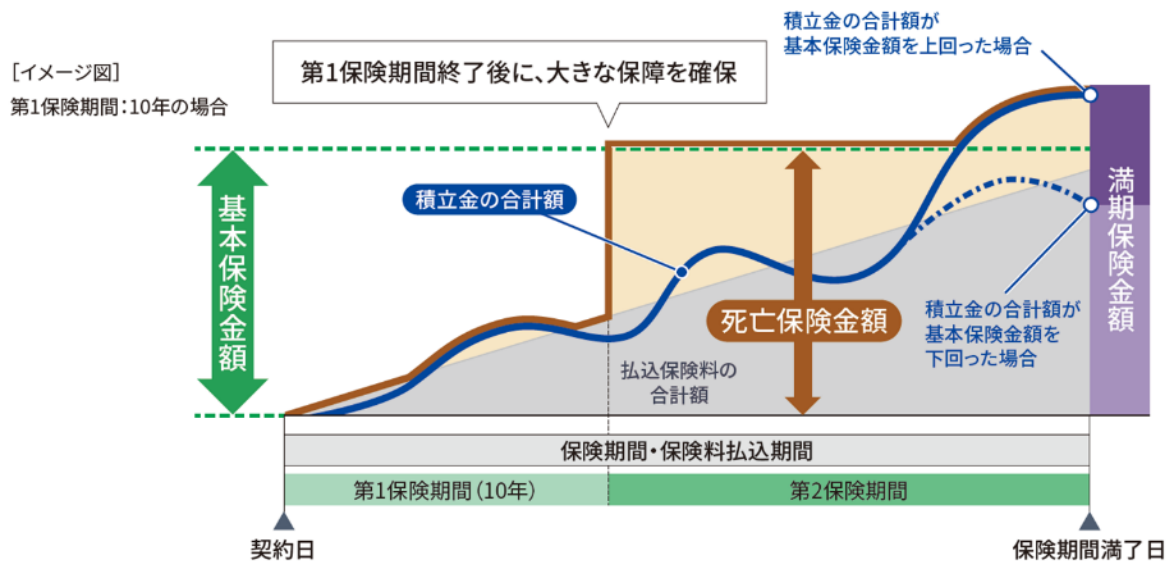
その他の機能

- 豊富な 12 個の特別勘定から選択して運用
- 解約返戻金額が目標到達したら運用成果を自動で確保（ターゲット特約*を付加）
*目標到達時災害保障付終身保険移行特約
- 保険期間満了後の柔軟な選択肢
 - ・ 満期保険金を受取る
 - ・ 保障を継続（災害保障付一時払終身保険に変更）
 - ・ 運用を継続（一時払変額保険に変更）

- 最低保証はありません。
満期保険金額、解約返戻金額に最低保証はありません。
- リスクのある商品です。
特別勘定で運用するため、株価や債券価格の下落・為替の変動などがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 費用がかかります。
保険期間中にかかる費用、特別勘定の運用にかかる費用、その他、10 年以内に解約したときに差し引かれる解約控除などがあります。

1. 告知なしタイプ

- ・ 健康状態等の告知なしで、第1保険期間終了後に基本保険金額の保障が確保できます。
- ・ 第1保険期間中の死亡保険金額は、抑制されています。契約時に第1保険期間を10年もしくは15年から選択します。

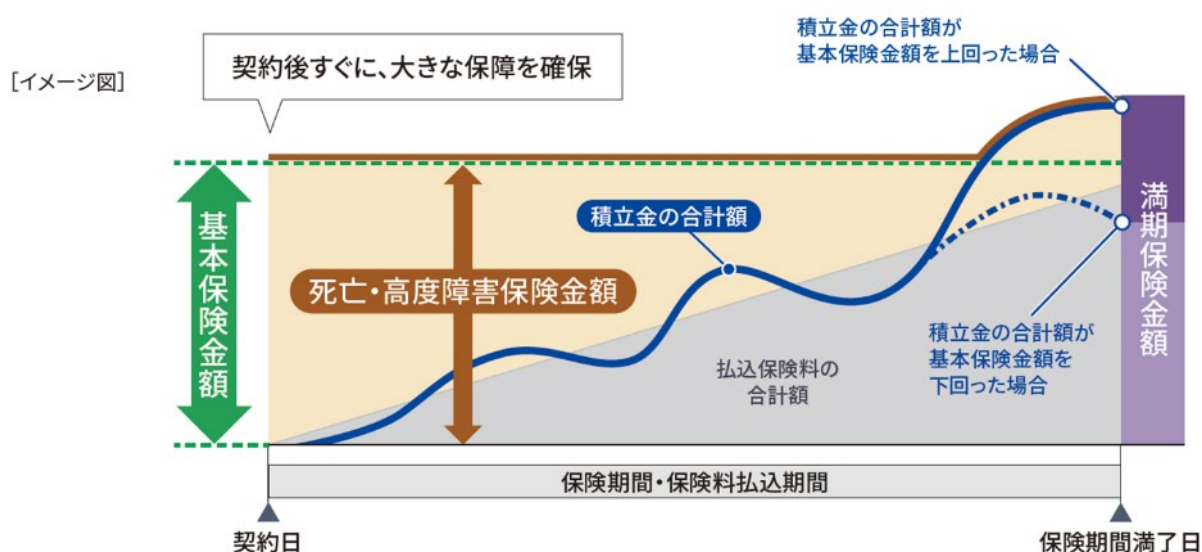


- ※ 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。
- ※ 図はイメージであり、積立金の合計額、死亡保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。
- ※ 契約内容によって、積立金の合計額等の推移は異なります。

- 告知なしタイプは、高度障害に対する保障はありません。
- 告知なしタイプは、入院中（入院予定・一時退院中も含む）等の被保険者のお申込みは取扱いできません。その他、マニユライフ生命で得た情報をもとに総合的に判断します。

2. 告知ありタイプ

- ・ 健康状態等の告知をすることで、契約後すぐに基本保険金額の保障が確保できます。
- ・ 死亡保障に加え、高度障害を保障します。
- ・ 特定疾病で所定の状態になったときに保険料を免除する特約を付加することができます。



- ※ 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」でご覧ください。
- ※ 図はイメージであり、積立金の合計額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。
- ※ 契約内容によって、積立金の合計額等の推移は異なります。

<特別勘定の追加>

現行の特別勘定（10 種類）に加えて、新たに「世界大型株式アクティブⅠ型」、「マルチアセット戦略配分Ⅰ型」を追加します。

名称	主な投資対象	主な投資対象となる投資信託等	運用会社等	運用方針
世界大型株式アクティブⅠ型	投資信託	マニユライフ・ダイナミック・リーダーズ・ファンド（適格機関投資家専用）	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	・ 世界のダイナミック・リーダー企業を厳選し、集中投資します。 ・ 米・欧・アジアの株式運用チームによる投資アイデアを集結させ、運用を行います。 ・ 為替ヘッジは行いません。
マルチアセット戦略配分Ⅰ型	投資信託	レッド・アーケ・グローバル・インベストメント（ケイマン）トラストーマルチ・	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド	・ 実質的に、株式、債券、ゴールド等への分散投資を行い、同時に日米株式のヘッジ戦略へ投資することで、中長期的に安定した成長を目指します。

		アセット・アロ ケーション・ ファンド I	・原則として為替ヘッジは行 いません。
--	--	-----------------------------	------------------------

＜特定疾病保険料払込免除に関する特約＞（告知ありタイプのみ）

特定疾病保険料払込免除に関する特約を付加すると、保険料払込期間中にガン等の特定疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料の払込みが免除されます。

特定疾病保険料払込免除に関する特約は、A 型とさらに対象となる疾病の範囲を広げた B 型があります。

お客さまのご意向に応じて、ご契約時にいずれかをお選びいただけます。

■ 特定疾病保険料払込免除特約 A 型（変額保険用）

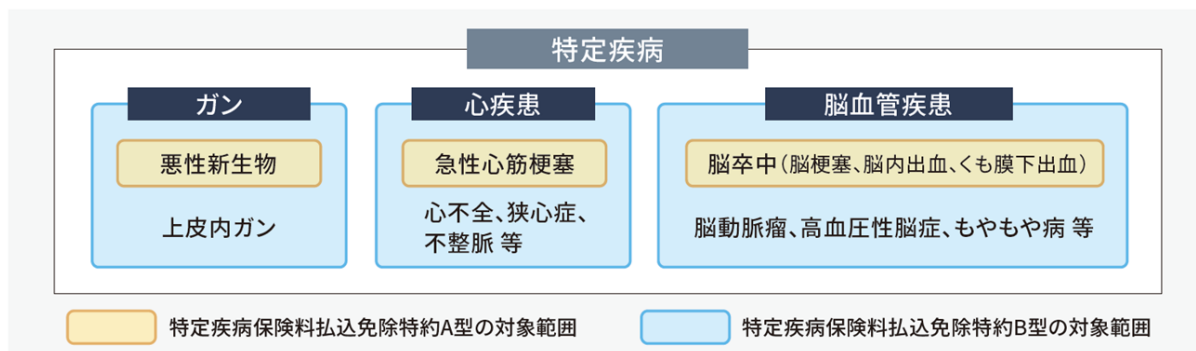
特定疾病	払込免除となる場合
ガン（悪性新生物） ※上皮内ガンを除く	ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと診断確定されたとき *「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 91 日目をいいます。
急性心筋梗塞 脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、つぎの【入院】もしくは【手術】のいずれかに該当したとき 【入院】 つぎのすべてを満たす入院をしたとき ① その入院が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院であること ② その入院が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした病院または診療所への入院であること 【手術】 つぎのすべてを満たす手術を受けたとき ① 急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする手術であること ② その手術が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした病院または診療所における手術であること ③ その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること

■ 特定疾病保険料払込免除特約 B 型（変額保険用）

特定疾病	払込免除となる場合
ガン ※上皮内ガンを含む	ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと診断確定されたとき *「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 91 日目をいいます。
心疾患 脳血管疾患	責任開始期以後の疾病を原因として所定の心疾患または脳血管疾患を発病し、つぎの【入院】もしくは【手術】のいずれかに該当したとき 【入院】 つぎのすべてを満たす入院をしたとき ① その入院が心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院であること ② その入院が心疾患または脳血管疾患の治療を目的とした病院または診療所への入院であること

	【手術】 つぎのすべてを満たす手術を受けたとき ① 心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする手術であること ② その手術が心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的とした病院または診療所における手術であること ③ その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること
--	---

参考：特定疾病保険料払込免除に関する特約の対象範囲



※ ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、保険料の払込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6ヵ月以内にご契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。

※ 主契約に特別な条件をつけて引受ける場合、この特約は付加できません。

※ ご契約後は特定疾病保険料払込免除特約A型と特定疾病保険料払込免除特約B型の変更はできません。

<契約年齢範囲>

保険期間・ 保険料払込期間	告知なしタイプ		告知ありタイプ
	第 1 保険期間		
	10 年	15 年	
10 年	—	—	0～70 歳
15 年	—	—	0～70 歳
20 年	51～65 歳	—	0～65 歳
25 年	36～60 歳	36～60 歳	0～60 歳
30 年	20～55 歳	20～55 歳	0～55 歳
50 歳満期	2～20 歳	2～20 歳	0～40 歳
55 歳満期	4～25 歳	4～25 歳	4～45 歳
60 歳満期	4～30 歳	4～30 歳	4～50 歳
65 歳満期	4～40 歳	4～40 歳	4～55 歳
70 歳満期	4～45 歳	4～45 歳	4～60 歳
75 歳満期	4～55 歳	4～50 歳	4～65 歳
80 歳満期	16～60 歳	16～55 歳	16～70 歳
85 歳満期	16～65 歳	16～60 歳	16～70 歳

※ 0歳は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後となります。

※ 保険金額などの諸条件により、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、生命保険募集人にお問い合わせください。

<基本保険金額>

金額	- 最低額：200 万円 - 最高額：7 億円（普通死亡保険金額の各通算限度と通算） ※ 特定疾病保険料払込免除特約B型を付加する場合は 3,000 万円
指定方法	契約時に次のどちらかを指定できます。 ① 保険料建（保険料を指定） ② 保険金額建（基本保険金額を指定） 10万円単位で指定した基本保険金額

※ 基本保険金額が 1,000 万円以上の場合、保険料の割引が適用されます。

<最低保険料>

最低額	月払：5,000 円／ 半年払：29,000 円／ 年払：59,000 円
単位	- 保険料建：1,000 円単位 - 保険金額建：1 円単位

<保険料払込方法>

回数	月払／ 半年払／ 年払
経路	口座振替扱／ クレジットカード扱／ 団体扱 ※ 半年払、年払、法人契約、個人事業主契約では、クレジットカード払の取扱いはありません。

<一括払・前納>

種類	払込年月数	生命保険料控除の対象額
一括払	2～12 ヲ月分をまとめて ※ マニユライフ生命所定の利率で割引があります。	その年に払込期日を迎えた金額
前納 (年払のみ)	2 年以上分をまとめて ※ マニユライフ生命所定の利率で割引があります。	$\text{前納した総額} \times \frac{\text{前納保険料に係るその年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$

- 一括払や前納でまとめて払込みいただいた保険料は、必ずしも全額がその年の生命保険料控除の対象となるわけではありません。

<リスク>

この保険は特別勘定で運用するため、株価や債券価格の下落・為替の変動など（投資リスク）の影響を受けます。運用実績により、**積立金の合計額、満期保険金額、解約返戻金額、死亡保険金額などが変動**します。

■ 投資リスク

- 主に次の投資リスクがあります。

- ① 価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 為替変動リスク
- ④ 信用リスク*
- ⑤ カントリーリスク

* 指数連動債券に投資する特別勘定の場合、運用会社等の信用リスクを含みます。

- スイッチングなど特別勘定の種類を変更した場合、選択した特別勘定によってリスクの種類が変わります。

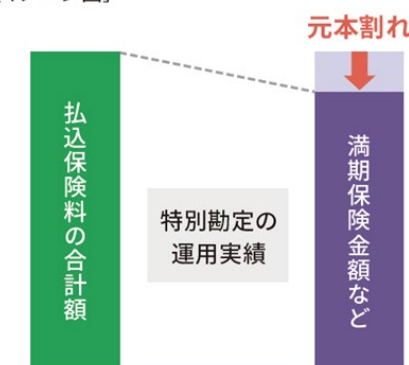
■ 元本割れのリスク

- 特別勘定の運用実績により、次の金額*が払込んだ 【イメージ図】

「払込保険料の合計額」を下回り、**損失が生じるおそれがあります**。このリスクは契約者が負います。

- ① 積立金の合計額
- ② 満期保険金額
- ③ 解約返戻金額

* 減額していた場合、「減額時の解約返戻金額＋減額後の満期保険金額等」



<費用>

お客さまにご負担いただく費用は次のとおりです。

■ 保険関係費：保険期間中にかかる費用

内容	費用	控除時期	方法
保険料の収納に必要な費用	月払基準保険料の1%	特別勘定への繰入時	月払基準保険料から控除
- 契約の締結・維持に必要な費用 - 死亡保障等に必要な費用（告知ありタイプ） - 死亡保障に必要な費用（告知なしタイプ） - 保険料払込免除に関する費用 - 特定疾病保険料払込免除特約A型または特定疾病保険料払込免除特約B型による保険料払込免除に関する費用	被保険者の年齢・性別、保険期間等によって異なるため、一律には表示できません。	月単位の契約応当日末（契約日の属する月は特別勘定への繰入日末）	積立金から控除

特別勘定の管理に必要な費用	積立金の合計額に 対して年率 0.50%		
基本保険金額保証に関する費用	積立金の合計額に 対して年率 0.01%		

※特別保険料法による特別条件が付された場合、月払基準保険料には特別保険料を含みます。

■ 運用関係費：特別勘定の運用にかかる費用

特別勘定	費用	控除時期	方法
世界株式アクティブⅠ型	年率 0.61% (税抜) *1	毎日	積立金額 × 左記の 年率 × 1/365 を積立金 から控除
世界大型株式アクティブⅠ型	年率 0.78%程度 (税抜) *1 *3		
外国株式インデックスⅠ型	年率 0.25% (税抜) *1		
米国株式アクティブⅠ型	年率 0.82% (税抜) *1		
日米株式リアルタイム調整Ⅱ型	年率 0.15% (消費税対象外) *2		
世界バランスⅡ型	年率 0.85% (消費税対象外) *2		
世界株式環境テーマⅠ型	年率 0.65% (消費税対象外) *2		
グローバル・バランス 75	年率 0.36% (税抜) *1		
グローバル・バランス 50	年率 0.28% (税抜) *1		
マルチアセット戦略配分Ⅰ型	年率 0.93%程度 (消費税対象 外) *1 *4		
米国債券型	年率 0.53%程度 (税抜) *1 *3		
日本債券型	年率 0.25% (税抜) *1		

*1 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対してかかる費用（信託報酬）

*2 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対してかかる費用（管理費用）

*3 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため、固定値を表示できません。

*4 本投資信託が投資対象とする投資信託や指数に係る費用料率はそれぞれ異なる場合があり、加えてそれらの投資比率は変動します。また本投資信託の費用要素には、純資産総額に依らない固定金額や下限料率を含む場合があります。これらの影響により本投資信託の費用は固定比率として表示できません。

※ 投資信託の場合、信託報酬以外に信託事務の処理に要する費用等がかかります。指数連動債券または参照指数に投資する投資信託の場合、管理費用以外に金融派生商品の取引にかかる費用等がかかります。これらは発生前に金額や割合を確定できませんので、具体的には表示できません。

■ その他の費用：解約・スイッチングなどにかかる費用

● 解約控除

内容	費用	控除時期	方法
契約日から 10 年以内に次の内容を行った場合にかかる費用 ・ 解約 ・ 減額 ・ 払済保険への変更	基本保険金額に対し経過月数により計算した額となります。被保険者の年齢・性別、保険期間などによって異なるため、一律には表示できません。	解約計算基準日 減額計算基準日	解約、減額部分の積立金から控除

● スwitching手数料

内容	費用	控除時期	方法
1 保険年度に 13 回以上スイッチングした場合の費用	1 回あたり 2,500 円	スイッチング時	移転元の特別勘定の積立金から控除

● 年金管理費

内容	費用	控除時期	方法
年金支払の管理にかかる費用	責任準備金額 × 0.4%	年金支払日	責任準備金から控除